

心窓

第 17 号
題字 村山慶吉
発行

弁護士法人
なにわ橋法律事務所
大阪市北区西天満1丁目2番5号
大阪JAビル12階

電話 06-6364-0241

津 田 禎 三
編 集
矢 野 智 美



出陣学徒の生と死(二)

津田 禎三

(四) 高雄の空爆。

今も眼に焼きついています。

① 東港の水上市地で遭難した若い

② 高雄の左営^{さえ}軍港には「梅」の姿

学徒出身の少尉達を待っていたのは、厳しい任務と激しい戦場です。

がありませんでした。新しい作戦命令を受け出港中と聞かされ、私は高雄の海軍水交社に止宿し、「梅」の帰港を待ちました。

やがて一人、二人と任地に向けて東港をあとにし、戸川記者等も高雄に向かいました。駆逐艦「梅」への乗艦命令を受けた私は、単身

機種の爆撃を受け、戦闘配置のない私は戦う術もなく、戦闘服に指揮棒という出で立ちで空爆を観戦する

ました。残留の遭難仲間が三人、見えなくなるまで軍帽をゆっくりと振りながら見送ってくれた姿が

るのが日課となりました。そんな或る日、港湾爆撃を終えた爆撃機

の一機が何を見つけたのか市街地目掛けて突っ込んで来ました。あつと言う間の出来事で、こともあらうに、私が庇を借りていた、その建物へ爆弾を投下したのです。

と、ガラガラッと柱や壁が頭上から全身においかぶさってくるのが同時でした。この時も、東港の海に落下したときと同じで、私は身体のだこにも痛みを感じることもなく、やがてあたりが静かになったので、全身にのしかかった柱や壁を押し上げ押し除き、埃だらけになって這い出ることができました。私は幸運にも、崩れ落ちた柱と柱の間に挟まり傷一つ負わず独力で脱出したわけです。このまさかの一発の爆弾により、逃げ遅れた町の人が二人死亡し、内一人は幼児でした。重軽傷者は十数名に及んだと聞いております。

(五) 駆逐艦「梅」の日々。
① 翌々日、「梅」が左営^{さえ}に入港し、

弁護士法人 なにわ橋法律事務所

代表社員 津田 禎三
弁護士

代表社員 津田 尚廣
弁護士

弁護士 新井 教正

弁護士 北野 了考

弁護士 野中 徹也

弁護士 矢野 智美

客員 戸根 住夫
弁護士

事務長 小野 和也

事務員 大西 敦子

〃 津田 典子

〃 藤井 秀一

〃 木村 和由

〃 上久保香奈

〃 平田 美香

私は、一種軍装に短剣、白手袋で身を固め、衛兵の敬礼を受け艦上の人となりました。角帽姿に襷がけ巻脚絆という今から思えば珍妙な姿で甲子園球場に程近い我が家の門を後にしてから、丁度一年と二ヶ月目のことでした。

② 「梅」は、終戦間近い昭和一九年六月竣工した小型（一、二〇〇トン余）低速（二八ノット）の戦時増産型一等駆逐艦で、装甲は薄いが強靱。高角砲三門、爆雷発射管四連装一基をもち対空・対潜水装を重視し、通称「雑木林」と呼ばれていました。乗組員総数三三〇名余、士官十数名。将校不足のためか、私は航海士兼通信士兼機銃群指揮官兼第四分隊士（航海分隊、四〇余名）を命ぜられました。

③ 私が海軍士官として始めて戦闘配置についた昭和二〇年一月二〇日頃は、米軍の日本本土侵攻に備え大本営が本土作戦計画を決定し、

一方米機動部隊は、大挙して日本本土を襲い爆撃の回数が日増しに多くなっていました。

「梅」では、夜が明けるや「総員戦闘配置につけ！」のブザーが艦内に鳴り響き戦闘の一日が始まり、陽が落ちて敵機が見えなくなるまで戦い撃ち続けます。私が指揮する機銃群は、気が狂ったように撃ちまくりますが、グラマンの一機も落とせません。この状態でも、わが「梅」の艦長は見事でした。大海原を直進する「梅」の艦橋前面中央に仁王立ちになり、艦に向けて突っ込んで来る敵爆撃機が機首を少し下げ爆弾を投下する瞬間を双眼鏡で見届け、爆弾の先端と胴の見え具合を確認して落下点と艦の位置を目測する。やおら艦長の号令が確信をもって響きわたる。「オモ舵一杯！右九〇度！」操舵員が「オモ舵一杯、右九〇度」と大声で復唱し舵輪を一気に右に廻す。「梅」が軋みながら大きく

右旋回。その舷側間近に敵爆弾がドドドッ！と水しぶきをあげます。流石歴戦の海軍中佐よと、同じ艦橋に在って私は、肝を冷やしながらも感嘆の声を上げずにはおれませんでした。

「梅」は、昼間は港の奥深くに碇を下ろし、敵機の襲来に備え戦いますが、作戦行動は夜が多く、物資の輸送、味方艦船の護衛、特殊連絡等々、時には、二四時間休みなく作戦行動に従事します。

④ 学徒出身で加えるに幼い頃紀州の山奥で育った私は、至って船に弱かったのに、冬の台湾海峡の荒れ具合は凄まじいものでした。全速で走る艦は、右に左に大きく傾き、前に突っ込み後尾が沈む。海水が絶え間なく甲板を洗い、艦全体が苦しげな悲鳴をあげてガタガタと振動します。航海中の私の定位置は艦橋（艦の最上部にある指揮所）です。狭い艦橋には、艦長、

や参謀もいます。艦橋後部にある海図台のあたりが航海士の定位置です。ここで新任士官、津田少尉の激しい船酔いと闘いが始まります。胃袋の底から突き上げてくるものを始めのうちは手で口を押さえて呑み込みますが、直ぐにまた吹き出してきます。二回、三回と口を押えて呑み込みますが、終いにはたまりかねて、艦橋の隅で戦闘帽に吐き出すものの汚物の捨て場がない。艦長等に見られぬよう、身を低くし眼を閉じて帽子の中の我が汚物を食べる。冷たい膏汗が全身から噴き出してくるのが分かりました。やっこのことで、隙を見つけ艦橋を離れタラップを駆け降り便所へ駆け込みます。汚物との戦いが重なる、終いには吐き出すものがなくなり、絞るようなみぞおちの痛みとともに、血の混じった何とも嫌な味のする黄水を吐きます。

⑤ かくて、艦橋勤務の厳しい日々

が過ぎ、私も次第に筋金入りの海軍将校に鍛えられ成長していったようです。船酔いもしなくなりました。大揺れに揺れる艦内のガン・ルーム（士官食堂）でぜんざいも食える、死に対する恐怖もなく、ふてぶてしくさえなつたようです。昼間の対空戦は日課の一つとなり、深夜の航海中に敵潜水艦が浮上し追尾して来ても、気にならなくなりました。

異常な戦闘状態に休止はありません。艦内では、毎日のように何人かの兵士が死んで行きました。港で迎える夜毎、「今日も生きてる・・・。」陽焼けした腕をさすりそんな独り言を呟きながら、酔いつぶれるまで飲みました。

⑥ 二月末には、第三八船隊司令部から極秘の作戦命令が届きました。

—「梅」は、僚艦二隻とともに、直ちにアパリへ急行せよ。味方戦闘機三機が護衛する予定。—
アパリは、フィリピン、ルソン

島の北端にある小港です。当時、戦況我に利なく、比島は孤立無援、制空権は完全に敵側にありました。台湾海峡での作戦とはわけが違う。アパリは、何故か異常に遠くに思えてならず、はたしてそこまで無事辿り着けるだろうか。行く手に

連なる広い海には死神がさまよい、無数の兵士を飲み込むべく舌なめずりをしている。

次号(アパリ作戦とバシー海峡)に続く。

(つだ ていぞう)

紛争解決の新たな手法

メデイエーションと対話促進

津田 尚廣



解決方法かといえはそうではありません。裁判の問題点として、

① 厳格な手続規定に基づいて運営されるので弁護士や司法書士に依頼せざるを得ない。したがって、お金がかかる。

② 判決が出て紛争に終止符が打たれるまでに相当な時間がかかる。

③ 裁判による紛争の解決の仕方
は、白か黒かであり、中庸な解決がしにくい。

④ 後ろ向きの解決方法である。

⑤ 原則公開の法廷の法廷でおこなわれるので、個人のプライバシーや企業秘密が守りにくい。などが考えられます。

二
一
とところで、トラブルといつても様々なかたちがあります。紛争の中には、このような裁判手続で決着をつけるほうが適切だと考えられるものもたくさんありますが、そうでない紛争もたくさんあります。例えば、

① 近隣紛争↓マンションの住人
同士の揉め事(上がうるさいとか)、隣の犬がうるさい等々。

② 企業間紛争↓企業秘密・評判
時間

③ 医療紛争↓遺族が欲している
のは説明と謝罪

などです。このような場合、第三者が間に入った適当な話し合いの

一
紛争解決の方法について、まず
思い浮かぶのは、裁判所における
訴訟です。しかし、裁判が万能の

場があれば、問題を円満に解決することができるとはなりません。すなわち、トラブル・紛争といっても、その種類・性格がさまざまであり、裁判しか解決方法がないのは実践的ではありません。

三 そこで登場したのがADRです。ADRとは、「Alternative Dispute Resolution」の略で、直訳すると、「代替的な紛争解決手段」ということであり、一般的には、裁判以外の紛争を解決する手段・方法を指しています。具体的には、仲裁・調停・仲介・あっせん等が含まれ、日本でも、平成一六年二月一日、ADR促進法が成立し、平成一九年四月施行されました。正式には、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」といい、民間の機関が実施する調停やあっせんの制度を定めた法律です。

日本のADRとしては、簡易裁

判所・家庭裁判所の調停、裁判上の和解、弁護士会の紛争解決センター等々があります。では、日本のADRの問題点は何でしょうか。

3 総じて相手の話を冷静に聞くことができない状態、あるいは当事者もどうしていいかわからない状態であると考えられます。したがって、多くの場合、

1 もめている当事者は、
① 相手に対し、怒り・憎しみ・悲しみ・恐怖などで冷静に話ができない精神状態にあることが多い。

① 真っ向から対立し、
② 話合いは膠着状態、出口なしの様相を呈することになります。

② 相手方と利益が対立しているという意識に支配されて、合理的な判断ができない場合もある。

五 次に、第三者が間に入って、紛争を解決する場合の伝統的な手法について見てみましょう。伝統的な方法によれば、

2 このような状態にある当事者の多くは、
① 自分の主張を何度も繰り返して述べ、相手の話を聞いてもらうように聞いていない。

① 両方から事情を聞き、言い分・主張・要求を整理する
② 双方の主張の妥当性、弱点を検討する

② 相手が話をしているのにもお構いなく自分の話を声高に展開する。

③ 落としどころ（解決案）を想定して、両当事者を説得するといった手順ではないでしょうか。このような伝統的手法のメリットとしては、お上だよりの感覚に合

致する点にあると思います。逆に、デメリットとしては、解決案を押しつけられたと不満に思うことがあると思います。

六 そこで、第三者が間に入る場合の新しい紛争解決手法として、メディアーションというものがありません。これは、当事者間の失われた対話関係を復活・促進し、当事者の話合いにより解決を目指すものです。

では、そんなことが本当に可能でしょうか。前述したように、話合いは膠着状態、出口なしの状態です。とすると、

① 双方が満足する解決なんてあり得るのか
② 対話の復活なんて可能なのかという点が問題となります。

七 まず、双方が満足する解決なんてあり得るのかという点について、考えてみます。

オレンジケース（オレンジの行方）という設例で考えてみましょう

う。

一〇歳の姉と五歳の妹が一個のオレンジを取り合っています。母親のあなたにはどんな解決方法が考えられますかという設例です。

回答例として、

① 姉に対して「あなたはお姉さんなのだから我慢なさい。」と言って妹にオレンジ全部を与える。

② どちらが先にオレンジを見て持っていたのかを姉妹に聞いて妹に「お姉さんが先に持っていたのだからわがままを言うのじゃありません。」と言って姉にオレンジ全部を与える。

③ いままでの経緯を姉妹に聞いて、多少姉に言い分がありそうだけれど「あなた方は姉妹なのだから仲良く二人で分けなさい。」と言ってナイフで二つに割って姉妹に与える。

④ その他
があります。

実は、こんな解決方法もあるというのが、オレンジケースの落ちです。

④ いままでの経緯とオレンジをどうしたいのかを姉妹に聞いたところ、姉はマーレードを作るためにオレンジが欲しかった、妹はオレンジの実が食べたくてオレンジが欲しかった。そこで、オレンジの皮を姉に、オレンジの実を妹に与えた。

これは、よくできた作り話であり、実際の紛争はこんなふううまく解決できるとは限りません。オレンジケースで言いたいことは、手に当事者の話を、聞き出せば、両方とも満足できる解決を得ることができる(場合もある)点にあります。いわゆる、WIN・WINの関係です。
メイ・エーションの目的は、WIN・WINの関係を目指すことにあります。

そのためには、どうすればいい

のか。二つめの問題点である対話の復活なんて可能なのが問題となります。

八 先述したように、当事者の心理状況は、心配と混乱、怒りと恐怖、打算と欲望に支配されており、冷静かつ客観的に事態を把握できる心理状態ではありません。すなわち、

① 自分の主張を何度も繰り返して述べ、相手の話を聞いているように聞いている。
② 相手が話をしているのにもお構いなく自分の話を声高に展開する。

③ 主張の内容は論理的でなく感情的で理不尽。
といった感じですが。

では、どうすればいいのでしょうか。答えとしては、第三者として、当事者の話を聴くということに尽きます。当事者の話を聴くことによつて、受容することです。

しかし、実は、聴くことはむしろ

しい。そのために、聴くトレーニングが必要になります。この聴き方がメイ・エーションの肝です。

メイ・エーションが目指すものは、紛争当事者をエンパワーし、その対話促進をはかり、当事者の対話による紛争の解決を図ることです。メイ・エーターが、当事者の話を聴きながら、当事者を落ち着かせ、まず冷静に対話ができる状態にします。メイ・エーターが、当事者の主張、要求、不平、不満、怒り、悲しみ、憎しみ等を聞いてあげて、それを受け止めることにより、次第に当事者は落ち着きを取り戻していきます。

メイ・エーションの目指すものの二番目は、WIN・WINの関係の構築です。

メイ・エーションは、紛争について、過去の何が間違っているとか、誰が悪いのかのという判定をするのではなく、これからどうするのがいいのかという将来のこと

を問題とします。

裁判は、過去の紛争に関する判定ですが、メデイエーションは、当事者はこれからどうしていくのが最もハッピーなのか(WIN・WINの関係)を探る方策なので。

(つだ なおひろ)



営業秘密保護の強化

新井 教正



においては、営業秘密侵害罪の成立範囲が拡大されており、これにより、営業秘密保護のさらなる強化が図られています。今回の法改正を契機として、社内の営業秘密管理体制の確認、見直しをされてみてはいかがでしょうか。

一 営業秘密侵害罪の目的要件の變更

平成二二年四月三〇日、不正競争防止法の一部を改正する法律が公布され、公布日から一年半以内に施行される予定となっています。改正法

現行法上、営業秘密侵害罪が成

立するためには、「不正の競争の目的」が必要とされています。そのため、①情報の保有者と競争関係にない第三者に対して営業秘密を開示する行為(例Ⅱ外国政府に営業秘密を売却する)や、②単に情報の保有者に損害を加える目的で営業秘密を公衆に開示する行為(例Ⅲ上司から叱責され、腹いせに、インターネット上の掲示板に営業秘密を書き込む)などは処罰の対象外となります。

しかしながら、たとえ営業秘密侵害の目的が必ずしも競争関係の存在を前提とするものではなかったとしても、営業秘密の侵害は、事業者の競争力の源泉たる営業秘密の財産的価値を毀損し、公正な競争秩序を害することに変わりはありません。

そこで、今回の改正法では、「不正の競争の目的」との要件が、「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的

で」(図利加害目的)に改正されました。これにより、上記①②の行為も、処罰対象となります。

二 処罰対象行為の見直し

(一) 第三者等による営業秘密の不正な取得に対する刑事罰の対象範囲の見直し

現行法上、第三者等が詐欺等行為(詐欺、暴行、脅迫)又は管理侵害行為(財物の窃取、施設への侵入、不正アクセスなど)という違法性の高い行為を行った上で営業秘密を取得した場合でも、その取得方法が、営業秘密記録媒体等(営業秘密が記載・記録された文書、図画又は記録媒体)を介した方法(媒体の取得・複製)である場合に限り、処罰対象となっています。

したがって、詐欺などにより聞き出した営業秘密を記憶する、不正アクセスにより営業秘密を直接読み取る、施設へ侵入して会議における会話を盗聴するな

どのように、営業秘密の取得方法が営業秘密記録媒体等を介したものである場合、処罰の対象外となります。

しかしながら、使用・開示行為は、侵害者や競争相手の企業内で行われるなど密行性が高く、その立証が困難を極めると同時に、営業秘密の性質及びその重要性に鑑みると、第三者等が詐欺等行為又は管理侵害行為という違法性の高い行為により、保有者による営業秘密の管理体制を侵害し、その営業秘密をほしのままにすることができると同時に置くことは、営業秘密の財産的価値や公正な競争秩序の維持を侵害する蓋然性が高いといえます。

そこで、今回の改正法では、詐欺等行為又は管理侵害行為という違法性が高い不正行為によつて営業秘密を取得した場合には、その取得方法を、営業秘

密記録媒体等を介した方法に限定することなく、処罰対象とされました。

(二) 従業者等による営業秘密の領得自体への刑事罰の導入

現行法上、企業の従業員や取引先など、営業秘密を保有者から示された者については、使用・開示に至った段階で初めて刑事罰の対象とされています。

しかしながら、使用・開示行為は、侵害者や競争相手の企業内で行われるなど密行性が高く、その立証が困難を極めると同時に、営業秘密の性質及びその重要性に鑑みると、営業秘密を示された者が、その管理任務に違背して、その営業秘密を保有者の管理から離れさせて、自己のほしいままに利用・処分できるようにすること（営業秘密の領得行為）は、不正な使用・開示による法益侵害の危険性を著しく高めるものであり、それ自体、

違法性の高い当罰的な行為といえます。

そこで、今回の改正法では、営業秘密の管理にかかる任務に背いて、①記録媒体等の横領、②記録媒体などの記録の複製作成、③記録媒体などの記録の消去義務に違反したうえで消去し

たように仮装する行為、のいずれかの方法でその営業秘密を領得した場合には、当該営業秘密の使用・開示に至らない段階でも、処罰対象とされました。

(あらい のりまさ)

「成年年齢の引き下げ」

北野 了考



一、民法の成年年齢の引き下げについて検討している法制審議会民法成年年齢部会が本年七月、「民法の成年年齢の引下げについての最

終報告書」(以下、単に「報告書」といいます)をとりまとめました。このような動きは、平成一九年五月に成立した「日本国憲法の改正手続きに関する法律」が憲法改正の国民投票を行う投票権者の範囲を一八歳以上とする(同法三条)のに併せ、「成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検

討を加え、必要な法制上の措置を講ずる」(同法附則三条)と定められたことに端を発しています。現民法が成年年齢を二〇歳と定めている(四条)ことはご承知のとおりですが、報告書は、これを一八歳に引き下げるのが相当と結論づけました。

二、成年年齢引き下げに伴い、どのような変化が生ずるのでしょうか。民法の成年年齢は、①行為能力が制限されることで取引上の保護を受けることができるか(五条二項、法定代理人の同意を得ない法律行為を取り消すことができる)、②父母の親権に服するか(八一条一項)、を画する基準となつているため、こうした契約年齢および親権の対象となる年齢を一八歳に引き下げることを意味します。また、「二〇歳」は、民法以外の多くの法令においても、各種行為の基準年齢とされています。例えば、未成年者飲酒禁止法(同法一条一

項)、未成年者喫煙禁止法(同法一条)は二〇歳未満の飲酒、喫煙を禁止、競馬法(同法二八条)は勝馬投票券の購入等を禁じています。また、労働基準法(同法五八、五九条)は未成年者の労働契約等に規制を加え、刑事事件において成人とは異なった手続き等を定める少年法は二〇歳未満の「少年」(同法二条一項)を対象としています(但し、前記報告書は、これら法令における年齢引き下げを当然に含意するものではありません)。成人式が二〇歳に達した年に行われる慣行があるように、国民一般の意識においても、二〇歳が「大人」と「子供」の範囲を画する基準となつています。

三、報告書を取りまとめるにあたり、前記部会メンバーが高校、大学に赴いて高校生、大学生と意見交換を行い、その際成年年齢を一八歳に引き下げると、高校三年生の間に成年に達することとなり、教育

現場が混乱するのではないか、同じ高校生に成年者と未成年者が混じるのはよくないのでは、という意見があつたようです。ただ、年齢引き下げに伴って最も懸念されているのは、若年者の消費者被害の拡大です。一八歳、一九歳の者でも、親の同意なくして単独で契約をすることが可能になるため、例えば、これら若年者が、不必要に高額な契約をさせられる等、悪質業者のターゲットになったり、マルチ商法に巻き込まれたりする恐れがあります。そのような事態を防ぐため、報告書は、消費者保護施策を充実させる(例えば、社会的経験の乏しさにつけ込んだ取引等が行われないよう、取引の類型や若年者の特性に応じ、事業者に重い説明義務を課す)とともに、消費者関係教育も充実させる(例えば、法教育の充実)べきだと述べています。

四、選挙年齢を一八歳に引き下げる

のなら、民法の成年年齢もこれに合わせるのが相当である、一八歳に達した者が、自ら就労して得た金銭を、法律上も自らの判断で費消することができるようになるなど社会・経済的に独立した主体として位置づけられる意義があると見て、報告書は、成年年齢を一八歳に引き下げるのが相当と結論づけました。イギリス、フランス、ドイツ、ロシア、中国、アメリカの大部分の州など、諸外国の多くは、成年年齢を一八歳としています(但し、徴兵制の影響もあるようです)。もともと、憲法(同法一五条三項)は、民法上の未成年者に対し選挙権を付与することを禁止しておらず、(一致が望ましいとしても)選挙権を一八歳に付与するために民法の成年年齢を引き下げる必然性はありません。また、一八歳や一九歳の多くは、働いて(アルバイト含む)それなりの賃金を得ていますが、これら若

年者が働いて得た収入程度なら、現民法の解釈としても、処分を許された財産（五条三項）として、親の明示的な同意がなくとも自由に使うことができると考えられています。国民生活センターの調べによると、契約当事者が一八歳から二二歳までの相談件数は、全体からみた割合は少ないが、二〇歳になると相談件数が急増するという特徴があるようです。また、悪質な業者が、二〇歳の誕生日の翌日を狙って取引を誘いかける事例も多いとのこと。つまり、未成年者取消権（五条二項）の存在は、悪質業者に対し、未成年者を契約対象としないという抑止力になつているといえます。いつの時点で「子供」が「大人」になるのと考えるべきか、基準は人それぞれでしょう。でも、成年年齢を引き下げようという考え方の背景に、自己責任をことさらに強調し、グローバルスタンダードに合わせよ

うという意識があるような気がしてなりません。

五、報告書は「（教育の充実や消費者保護）施策の効果が十分に発揮され、それが国民の意識として現れた段階において、速やかに行うのが相当」「国民の意識を最も適切に判断できるのは国民の代表者からなる国会である（る）」「法整備を行うべき具体的時期については、・・・国会の判断にゆだねるのが相当」と締めくくっています。

一票の較差



平成二〇年七月に内閣府が実施した世論調査によると、契約年齢を一八歳に引き下げることにより約八割の国民が反対をしています。今年、歴史的な政権交代を成し遂げた民主党のホームページを見ると、同党は引き下げに前向きな様子です。個人的には「速やかに」引き下げを行う必要などないと思うのですが、いかがでしょうか？

以上
（きたの あきたか）

野中 徹也

「一票の較差」という言葉をご存知でしょうか？もし、選挙の際にあなたが投票した一票が、他の人の一票より価値が低いとすれば、どのように思われますか？

本年（平成二一年）は、政権交代

という大きな結果をもたらす選挙がありましたので、今回は選挙制度について一言述べたいと思います。

選挙区によって議員一人あたりの選挙権者数（又は人口）に較差が生じている場合、選挙区によって一票の価値が国政に与える影響力に差が生じます。これを一票の較差といいます。例えば、ある選挙区では、議員一人に対する選挙権者の数が一〇万人であるとして、他の選挙区では、これが五万人である場合、この二つの選挙区では、一票の較差が二倍になっているといえます。議員一人あたりの選挙権者の数が多ければ多いほど、その選挙区における選挙権者にとって見れば、国政にあたる影響力が小さくなります。ちなみに、平成一九年七月二六日に行われた参議院議員選挙では、議員一人あたりの選挙名簿登録者数が最多の選挙区は神奈川県選挙区で一、一九〇、五八三人、最少の選挙区は鳥取県選挙区で二四六、五七二人

であり、一票の最大較差は、実に四・八六倍になっていました。神奈川県での五票と鳥取県での一票がほぼ同じ価値となっていたといえます。

このように一票の価値に較差が生じるような選挙制度（議員定数配分規定）が、憲法の保障する法の下の平等（憲法一四一条一項）に違反するのではないかということは古くから議論されており、最高裁の判例でも、繰り返し、憲法が投票価値の平等を要求しており、一票の較差が生じるような選挙制度が違憲となる可能性があることは認められています。

しかし、不断に生じる人口移動、市町村や都道府県等の行政区画、地理的条件等から、厳密な意味で投票価値の平等を図ることは不可能といえます。この点、最高裁の判例でも、「国会の両議院の議員を選挙する制度の仕組みの具体的決定を原則として国会の裁量にゆだねているのであるから（四三条、四七条）、投票価値の平等は、憲法上、右選挙制度の

決定のための唯一、絶対の基準となるものではなく、原則として、国会が正當に考慮することのできる他の政策的目的ないしは理由との関連において調和的に実現されるべきものと解さなければならぬ（最高裁平成五年一月二〇日大法廷判決）」として、選挙制度や議員定数配分に関する国会の裁量を認めています。

その結果、一票の価値に較差が生じるような選挙制度が憲法に違反するか否かは、これが、「国会の裁量の合理的行使として是認されるか否か」によって決まることになりました。

そして、積み重ねられてきた最高裁判例によると、「国会の裁量権の合理的行使として是認されるか否か」というのは、投票価値の「不合理性を有するものと考
えられない程度に達しているか否か
によって判断されます。

もつとも、経済情勢や人口異動の激しい現在では、常に、一票の価値

に較差が生じないように選挙制度や議員定数配分規定を変更し続けることは不可能ですので、制定又は改正の当時合憲であった議員定数配分規定の下における選挙区間の議員一人当たりの選挙権者（又は人口）の較差が、その後の人口の異動によって拡大し、憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至った場合、それだけで直ちに当該規定が違憲とされるものではなく、合理的期間内にその是正が行われないうちに初めて当該規定が違憲と判断されます。

それでは、具体的に、どの程度の較差であれば違憲となるのでしょうか。この点について、最高裁は、衆議院議員選挙と参議院議員選挙で基準を分けて考えているようです。衆議院議員選挙では、概ね三倍程度の較差が生じているか否かが判断の分かれ目になっているようです。他方、参議院議員選挙では、六・五九倍の較差が生じていた平成四年の選挙において、違憲状態になっていること

を認めたものの、最大五・八五倍の較差が生じていた場合でも、合憲としています。ちなみに、平成二一年九月三〇日、上記平成一九年七月二六日の参議院議員選挙について、四・八六倍の較差について、違憲といえる状態に至ってはいない旨判断されています。

この最高裁の判断の差は、憲法が二院制を採用し、参議院に独特の要素を持たせようとしていること、憲法が参議院議員について三年ごとの半数改選制を敷いていること、参議院に地域（＝都道府県）代表的な要素を取り入れているところ、都道府県制には歴史的・政治的・経済的・社会的にも独自の意義と実体を有しており、これを無視して別の選挙区を設定することは困難であることなどから生じていると思われる。

最高裁は、上記のような判断をしています。最高裁は、同じ一票を投じたのに、それが国政に与える影響が他の人の五分の一に過ぎないという状況に皆

様は納得できますか？皆様が許容できる較差ほどの程度でしょうか。

一般に、都市部の選挙区ほど一票の価値が低くなる傾向にあります。都市部ほど投票率が低くなっているのは、もしかすると、これと関係が

あるかもしれません。都市部の選挙権者の方が、強く、自分が投票しても結果に影響がないと実感として思っているのではないのでしょうか。

(のなか てつや)

課徴金制度等の見直し

―平成二二年独占禁止法改正について―

矢野 智美



度等の見直し」について簡単に説明いたします。

なお、今回の改正も独占禁止法の執行力を強化するものです。今回の改正では、かねてより中小事業者に不当な不利益をもたらすものとして、公正取引委員会が積極的に法執行を行っていた「差別対価」、「不当販売」、「優越的地位の濫用」等が課徴金の適用対象とされるなど、中小事業者の利益保護を強化する側面も多分にあるかと思えます。「うちの会社は何だか損をしていないか?」、あるいは、「取引先は大体うちの要求をのんでくれるところばかりだ。」という事業者の皆様は、現在の取引に問題がないかどうか確認されることをお勧めします。

私的独占とは、簡単に説明しますと、競争者の事業活動の継続を困難にし、または新規参入を困難にする行為により、公共の利益に反して市場支配力の形成・維持・強化をはかることをいいます。排除の具体的手段は法文上、特に制約はありません。

課徴金の対象とされる行為については、支配型私的独占と同様に購入に係るものは含まれません。また、支配型独占の場合には供給にかかるもののうち、「対価に係るもの」等の限定が付されていますが、課徴金の対象とされることになった排除型独占についてはこのような限定は付されていません。

(一) 不正な取引方法に対する課徴金制度の導入
改正前においては、不正な取引方法について課徴金制度はありませんでした。改正法では、不正な取引方法のうち①優越的地位の濫用、②共同の取引拒絶、③差

一 平成二二年六月三日、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(平成二二年法律第

五一号)(以下「改正法」とい

ます。)が参議院本会議において可決・成立し、同月一〇日に公布されました。この改正法の一部は平成二二年七月一〇日より施行されており、その他の事項については平成二二年一月一日から施行されます。

本稿では、改正法のうち、紙面の都合上、読者の多くの皆様の関心が高いと思われる「課徴金制

二 課徴金適用対象の拡大
(一) 排除型私的独占に対する課徴金制度の導入

供給に係る排除型私的独占が課徴金の対象となりました。排除型

別対価、④不当販売及び⑤再販売価格の拘束について課徴金制度が導入されました。

各行為類型を簡単に説明します

と、①優越的地位の濫用とは、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、相手方に対して商品等を購入させたり、経済的利益を提供させたり、相手方に不利益となるように取引条件を設定・変更すること等をいいます。②共同の取引拒絶とは、正当な理由がないのに競争者と共同して特定の事業者との取引を拒絶する(数量・内容制限も含み、間接的に拒絶させる場合も含みます)ことをいい、③差別対価とは、不当に、取引先等により対価に差別的な取扱をすることをいいます。また、④不当販売とは、商品や役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することをいい、⑤再販売価格の拘束

とは、商品を購入する相手方等に対してその相手方が当該商品を販売する販売価格を定める等して、当該相手方の価格決定の自由を拘束することをいいます。

この五行為類型については、改正前までは一般指定で規定されておりましたが、今回の改正で課徴金の対象とされる行為は、事業活動を過度に萎縮させぬように法律でその構成要件が定義され、課徴金の対象とならないものについては引き続き公取委の告示により指定されることとなっております。

具体的にとどのような行為が課徴金の対象とされるかという点ですが、①については従前の一般指定一四項第一ないし第四号に「継続してするもの」との限定が付されており、取引関係において、交渉力の点で優劣が生じることは通常ありうることであるため、優越的地位の濫用行為があれば直ちに課徴金の納付が命ぜられること

となれば、事業活動に過度の萎縮をもたらす可能性があり、ひいては、中小事業者との取引が敬遠されることにもなりかねないため、このような限定が付されています。次に②ないし⑤については一度目の違反については課徴金納付を命じられず、一〇年以内に同種の違反行為が繰り返された場合に課徴金納付が命じられることとなります。

三 主導的事業者に対する課徴金の割増率の導入

過去の違反事例においては、違反行為をするにあたり主導的な役割を果たしている事業者が存在することに鑑み、違反行為をすることを企て、他の事業者に違反行為をすること又はやめないことを要求する等により、違反行為をさせ、又はやめさせなかった者等については、課徴金が通常の算定率より五割増の算定率の適用を受けることとなりました。

四 課徴金減免制度の拡充(減免適用者数の拡大、共同申請の導入)

(一) 減免適用者数の拡大(最大三社から最大五社へ)

平成一七年改正法により導入された課徴金減免制度では、適用される事業者数は最大三社に限定されていましたが、改正法では適用事業者数を最大五社まで拡大されることになりました。同制度導入後の実績を踏まえ、事業者のより積極的な情報提供により法執行の実効性を確保するためです。もっとも、調査開始日以降の申請については最大三社までに限定されており、

(二) 企業グループによる共同申請
改正前においては、同一企業グループ内の複数の事業者が同一の違反行為に参与している場合、各事業者が単独で課徴金減免申請をするしかありませんでした。改正法では、同一企業グループ内の複数事業者による共同申請を認め、